

令和 5 年 3 月 23 日
国 営 施 第 32 号
一部改定 令和 8 年 3 月 31 日
国 営 施 第 29 号

大臣官房官庁営繕部整備課 特別整備室長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房官庁営繕部整備課
施設評価室長
(公印省略)

「官庁営繕事業における BIM 活用実施要領」に基づく
EIR を適用した BIM 活用の運用について

「官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン」(令和 5 年 3 月 23 日国営施第 27 号) に基づく BIM 活用に係る手続等について「官庁営繕事業における BIM 活用実施要領」(令和 5 年 3 月 23 日国営施第 28 号) を通知したところであるが、同要領に基づく EIR を適用した BIM 活用の運用について、下記のとおり適切に実施されたい。

記

1. 設計業務

1.1 EIR の適用対象業務

原則として、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札契約手続を開始するすべての新営設計業務

1.2 BIM 活用の項目等

(1) BIM 活用の項目

延べ面積 3,000 m²以上の施設の場合、原則として、以下の①及び②を指定項目とし、③から⑦までに掲げる項目を推奨項目とする。

延べ面積 3,000 m²未満の施設の場合、原則として、以下の①から⑦までに掲げる項目を推奨項目とする。

- ①建築物の外観及び内観（一部）の提示
- ②実施設計図書（一般図等）の作成
- ③設計条件等と設計図書の整合性の確認
- ④基本設計段階における設備計画の検討
- ⑤概算工事費の算出
- ⑥基本設計図書（一部）の作成
- ⑦実施設計図書（詳細図等）の作成

(2) 提出する BIM データ等

(1) の②を指定項目とした場合、実施設計図書（一般図等）の作成に用いた BIM データの提出について、受発注者間で協議する。BIM データを提出する場合には、当該 BIM データに係る設計 BIM データ説明資料を提出する。

その他の場合については、原則として BIM データの提出を求めない。

1.3 入札・契約書類における条件明示

- ・ プロポーザル又は入札手続に係る説明書及び業務委託に係る仕様書等（以下、「説明書等」という）に必要な事項を記載するとともに、指定項目を設定する場合は別紙 1 を、推奨項目のみを設定する場合は別紙 2 を参考に EIR を作成し、仕様書に添付する。
- ・ 設計者の選定にあたり、指定項目についての技術提案は評価の対象外とすることとし、説明書等に必要な事項を記載する。
- ・ 推奨項目及びその他の項目に対しては技術提案を行うことができることとする。また、技術提案を行わない場合においても、契約締結後に BEP に記載することによって、BIM 活用を行うことができることとする。

1.4 追加費用の積算

1.2 (2) に示す設計 BIM データ説明資料の作成にかかる費用について、人・時間数を適切に計上する。

2 工事

2.1 EIR の適用対象工事

原則として、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札契約手続を開始するすべての新営工事

2.2 BIM 活用の項目等

(1) BIM 活用の項目

原則として、以下の①から③までに掲げる項目を推奨項目とする。また、工事受注者に貸与が可能である設計 BIM データがある場合、原則として、以下の④及び⑤に掲げる項目についても推奨項目とする。

- ①施工計画等の検討
- ②施工図の作成
- ③干渉チェック
- ④完成図の作成
- ⑤「建築物等の利用に関する説明書」に用いる図の作成

(2) 提出する BIM データ

原則として BIM データの提出は求めない。

2.3 入札・契約書類における条件明示

- ・ 説明書等に必要な事項を記載するとともに、別紙 3 を参考に EIR を作成し、仕様書等に添付する。
- ・ 推奨項目及びその他の項目に対しては技術提案を行うことができることとする。また、技術提案を行わない場合においても、契約締結後に BEP に記載することで、BIM 活用を行うことができることとする。

3 設計意図伝達業務

3.1 入札・契約書類における条件明示

工事受注者に貸与が可能である設計 BIM データがある場合は、仕様書に必要な事項を記載する。

附則（令和 8 年 3 月 31 日国営施第 29 号）

この通知は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札契約手続を開始する建築設計業務及び工事に適用する。

別紙 1 設計業務 EIR 様式（指定項目を設定する場合）

【 】内は、各事業において設定し記載すること。

【●●設計業務】EIR

1. 目的

本 EIR（発注者情報要件）は、【●●設計業務】における BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

2. BEP（BIM 実行計画書）の提出等

- (1) 設計業務の着手に先立ち、本 EIR に基づき、指定項目に係る BIM 活用の実施内容、BIM データの提出等について、受発注者間で協議を行う。
- (2) 受注者は、(1)の協議を踏まえ、BEP を作成し、発注者へ提出すること。
- (3) BEP には、以下に掲げる事項を記載すること。
 - ①使用する BIM ソフトウェアの種類とバージョン
 - ②発注者への BIM データ（BIM モデルに加え、BIM 上での 2 次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC 等の持込み、ビューア、クラウド利用等）
 - ③次に掲げる BIM 活用の項目の実施内容等に関する事項
 - ・ 3. (1) に掲げる指定項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
 - ・ 3. (2) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
 - ・ 3. (1) 又は (2) のいずれにも該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの
 - ④提出する BIM データ等に関する事項
- (4) BEP の書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙（1）に示す。
- (5) 受注者は、BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、指定項目に関する変更については、その都度あらかじめ発注者と受注者との間で協議の上、変更した BEP を発注者に提出する。指定項目以外の項目に関する変更については、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更した BEP を発注者に提出する。

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

- (1) 受注者は、下表に示す指定項目を実施する。項目における具体的な実施範囲及び実施内容については、受発注者間で協議する。（やむを得ない事情により実施が困難な場合を含む。）

項目	目的	実施内容	実施時期
①建築物の外観及び内観（一部）の提示	発注者等（発注者及び施設管理者をいう。以下同	・ BIM モデルを用いて、建築物の外観及び内観（【エントランスホール及び代表的な事務室】）を発注者等に説明する。 ・ BIM モデルの詳細度について、別表 1 を目安に設定する。	基本設計後半段階

	じ。)との合意形成の円滑化	建築物の外観及び内観の形状が判断できればよく、材質の設定、点景の配置等は必要最小限とする。周辺建築物を入力する場合は、ボリュームが分かる程度でよい。											
②実施設計 図書（一般図等）の作成	図面間の整合性の確認の効率化	<p>・ BIM データを用いて次の図面を作成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>配置図、平面図、立面図、断面図、面積表及び求積図、仕上表並びに建具表</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>伏図、軸組図及び部材断面リスト図（部材断面リストは RC 造の場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>電力設備配線図（幹線）、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>空気調和設備平面図及び給排水衛生設備平面図</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ BIM モデルの作成範囲は、受発注者間の協議により BIM データを用いて作成することとした図面の作成に必要な範囲とする。</p> <p>・ BIM モデルの詳細度は、目安として示す別表 2 を参考とし、BIM モデルの作成範囲に関して設定する。</p> <p>・ BIM モデルと連動した図面作成に努め、各分野内の図面間の整合性を効率的に確認する。</p> <p>・ 複数の分野について BIM モデルを作成する場合には、BIM モデルの統合又は重ね合わせによる干渉チェックを行う等により、分野を超える図面間の整合性を効率的に確認する。</p> <p>・ BIM データを用いて図面を作成したことについて、発注者に BIM データ等を用いて説明する。</p>	分野	図面	総合	配置図、平面図、立面図、断面図、面積表及び求積図、仕上表並びに建具表	構造	伏図、軸組図及び部材断面リスト図（部材断面リストは RC 造の場合に限る）	電気設備	電力設備配線図（幹線）、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図	機械設備	空気調和設備平面図及び給排水衛生設備平面図	実施設計段階
分野	図面												
総合	配置図、平面図、立面図、断面図、面積表及び求積図、仕上表並びに建具表												
構造	伏図、軸組図及び部材断面リスト図（部材断面リストは RC 造の場合に限る）												
電気設備	電力設備配線図（幹線）、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図												
機械設備	空気調和設備平面図及び給排水衛生設備平面図												

(2) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM 活用を行うことができる。(受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。)

項目	目的	実施内容	実施時期
設計条件等と設計図書の整合性の	設計条件等に係る情報の共有、設	・ 設計条件により求められる性能等を属性情報として入力し、図面上の色分け表示により整理したもの等により、設計条件等と設計内容	基本設計段階

確認	計条件等と設計内容の整合性の確認の効率化	<p>の整合性を効率的に確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令上の適用事項（建築物の高さ制限、防火区画等）の確認を行う。 											
②基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化	設備機器、配管等の納まりを検討する必要がある箇所について、総合に加え、電気設備及び機械設備についても BIM モデルを作成し、設備計画の検討及び干渉チェックを行う。	基本設計後半段階										
③概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上	面積、個数等の数量を算出する。（部分的な活用でも可）	基本設計及び実施設計の各段階										
④基本設計図書（一部）の作成	図面間の整合性の確認の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM データを用いて次の図面を作成する。（一部の図面でも可） <table border="1" data-bbox="603 846 1203 994"> <tr> <td>分野</td> <td>図面</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>配置図、平面図、立面図及び断面図</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルと連動した図面作成に努め、図面間の整合性を効率的に確認する。 	分野	図面	総合	配置図、平面図、立面図及び断面図	基本設計段階						
分野	図面												
総合	配置図、平面図、立面図及び断面図												
⑤実施設計図書（詳細図等）の作成	図面間の整合性の確認の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM データを用いて次の図面を作成する。（一部の図面でも可） <table border="1" data-bbox="603 1184 1203 1529"> <tr> <td>分野</td> <td>図面</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>展開図、天井伏図、矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造詳細図</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>機器仕様</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>機器表</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルと連動した図面作成に努め、各分野内の図面間の整合性を効率的に確認する。 	分野	図面	総合	展開図、天井伏図、矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図	構造	構造詳細図	電気設備	機器仕様	機械設備	機器表	実施設計段階
分野	図面												
総合	展開図、天井伏図、矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図												
構造	構造詳細図												
電気設備	機器仕様												
機械設備	機器表												

(3) 受注者は、指定項目又は推奨項目いずれにも該当しない項目についても、BIM 活用を行うことができる。（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

4. 提出する BIM データ等

2.(1)の協議により提出する BIM データについては、「BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）」（令和 4 年版）による。

(1) BIM データ

提出する BIM データの名称及びファイル形式を BEP に記載する。なお、ファイル形式は、ネイティブデータ形式、IFC データ形式又はネイティブデータ形式及び IFC データ形式のいずれかとし、受発注者間の協議により決定する。

(2) 設計 BIM データ説明資料

提出する BIM データに関する次に示す内容を記載した設計 BIM データ説明資料を作成する。参考として様式例を別紙（2）に示す。

- ・ BIM モデルと連動しない箇所
- ・ CAD による図面修正箇所
- ・ モデリング・入力ルールに関する資料

5. データの共有

業務履行途中における BIM データ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する設計内容の説明等をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

6. その他

(1) BIM データ作成上の留意事項

- ・ 提出する BIM データ内に、機密性の確保に支障をきたす情報並びに特定の製品及び製造所に係る情報が含まれないようにする。
- ・ BIM データを用いて設計図書を作成する場合の図面表記の方法は、原則として「建築工事設計図書作成基準」及び「建築設備工事設計図書作成基準」によることとする。ただし、これらの基準を適用することが合理的でない場合は、BIM データからの作成上合理的で、かつ適切に図面内容を伝達できる図面表記の方法について、発注者と協議する。

(2) 指定項目の BIM 活用の実施内容の確認

- ・ 3.(1)①及び②については、設計業務の履行過程で、適切な時期に、BIM データを提示し、説明を行い、発注者の確認を受ける。また、当該項目に係る確認結果について、打合せ記録簿等に記録する。

(3) 参考資料

- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（平成 26 年 3 月 19 日付国営施第 15 号）
- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用実施要領（令和 5 年 3 月 23 日付国営施第 28 号）
- ・ 建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・ 設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会 設計 BIM ワークフロー検討委員会）
- ・ 建築物の設計における成果図書の作成を目的とした BIM データ入力の方法 建築設計三会（第 1 版）（令和 8 年 3 月建築設計三会 設計 BIM ワークフロー検討委員会）

別表1 BIMモデルの詳細度の目安（基本設計段階）

			基本設計段階			
			担当	形状情報	属性情報	
総合						
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等）	A	位置・寸法	室名、面積	
	意匠要素		基準線、地盤面、寸法線	A	位置	スパン、階高
			構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A	位置・寸法	－
			構造体に含まれない壁	A	位置・寸法	－
			屋根、ひさし、バルコニー	A	位置・寸法	種類（S/RC）
			階段	A	位置・寸法	種類（S/RC）、設計仕様
			EVシャフト	A	位置・寸法	－
			外装	A	位置・寸法	種類（CW/PC/RC/ALC）
			外部建具	A	位置・寸法、開き勝手	－
			内部建具（一部）	A	位置・寸法、開き勝手	－
			天井（一部）	A	位置・寸法	－
			敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A	位置・寸法	－

注）・担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合

・「設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

別表2 BIMモデルの詳細度の目安（実施設計段階）

			実施設計段階		
			担当	形状情報	属性情報
総合					
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等）	A	位置・寸法	室名、面積、天井高、設計仕様
	意匠要素	基準線、地盤面、寸法線	A	位置	スパン、階高、各部の寸法
		構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A	位置・寸法	－
		構造体に含まれない壁	A	位置・寸法	設計仕様
		屋根、ひさし、バルコニー	A	位置・寸法	種類（S/RC）、設計仕様
		階段	A	位置・寸法	種類（S/RC）、設計仕様
		EVシャフト	A	位置・寸法	－
		外装	A	位置・寸法	種類（CW/PC/RC/ALC）
		外部建具	A	位置・寸法、開き勝手	設計仕様
		内部建具（一部）	A	位置・寸法、開き勝手	設計仕様
		天井（一部）	A	位置・寸法	－
		敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A	位置・寸法	設計仕様
構造					
BIM	構造要素	構造体（柱、梁、スラブ、基礎、耐力壁、ブレース等）	S	位置・寸法	配筋情報

注）・担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

・「設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第1版）」をもとに作成している。

			実施設計段階		
			担当	形状情報	属性情報
電気設備					
BIM	空間要素	空間要素	-	-	-
	電気設備要素	機器・盤類	E	位置・寸法	機番
		幹線（ケーブルラック、干渉チェックに必要な範囲の配管）	E	位置・寸法	用途
機械設備					
BIM	空間要素	空間要素	-	-	-
	機械設備要素	機器	M	位置・寸法	機番
		ダクト（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）	M	位置・寸法	用途
		配管（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）	M	位置・寸法	用途

【●●設計業務】BEP

1. 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容

2. 発注者への BIM データの提示方法

--

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR 3. (1) に掲げる指定項目

項目	実施内容	実施時期
①建築物の外観及び内観（一部）の提示	（実施箇所、実施方法等を記載） （BIM モデルの詳細度を別表 1 に示す。）	
②実施設計図書（一般図等）の作成	（実施箇所、実施方法等を記載） （BIM モデルの詳細度を別表 2 に示す。）	

3-2. EIR 3. (2) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

3-3. 3-1.又は 3-2.のいずれにも該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

(受発注者間の協議のうえ、BIM データを提出することとなった場合、以下を記載)

4 提出する BIM データ等 (EIR 4.に係る事項)

提出する BIM データ等	ファイル形式
設計 BIM データ	
設計 BIM データ説明資料	

別表1 BIMモデルの詳細度（基本設計段階）

			基本設計段階			
			担当	形状情報	属性情報	
総合						
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等）	A			
	意匠要素		基準線、地盤面、寸法線	A		
			構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A		
			構造体に含まれない壁	A		
			屋根、ひさし、バルコニー	A		
			階段	A		
			EVシャフト	A		
			外装	A		
			外部建具	A		
			内部建具（一部）	A		
			天井（一部）	A		
			敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A		

注）担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合

別表2 BIMモデルの詳細度（実施設計段階）

			実施設計段階		
			担当	形状情報	属性情報
総合					
BIM	空間要素	空間（室、通路、ホール等）	A		
	意匠要素	基準線、地盤面、寸法線	A		
		構造体（意匠柱、梁、床（スラブ）、耐力壁）	A		
		構造体に含まれない壁	A		
		屋根、ひさし、バルコニー	A		
		階段	A		
		EVシャフト	A		
		外装	A		
		外部建具	A		
		内部建具（一部）	A		
		天井（一部）	A		
		敷地の工作物等（主要な歩道、車道、駐車場、工作物等）	A		
構造					
BIM	構造要素	構造体（柱、梁、スラブ、基礎、耐力壁、ブレース等）	S		

注）担当欄の凡例は次のとおり。

A：総合、S：構造、E：電気設備、M：機械設備

			実施設計段階		
			担当	形状情報	属性情報
電気設備					
BIM	空間要素	空間要素	-		
	電気設備要素	機器・盤類	E		
		幹線（ケーブルラック、干渉チェックに必要な範囲の配管）	E		
機械設備					
BIM	空間要素	空間要素	-		
	機械設備要素	機器	M		
		ダクト（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）	M		
配管（干渉チェックに必要な範囲、フランジ・保温等を除く）		M			

別紙（２） 設計 BIM データ説明資料（例）

BIM モデルと連動しない箇所等

分野	BIM を用いて作成した図面の名称	BIM モデルと連動しない箇所	CAD による図面修正箇所
総合			
構造			
電気設備			
機械設備			

モデリング・入力ルール

項目	記載内容
基準点	配置基準点、建物基準点、高さ方向基準点、建物方向
リンクファイル	建築・構造・設備などのファイル構成
作業分担の設定	作業領域の区分
グループ	モデルグループの使用箇所、命名規則
ビュー構成・命名規則	ビューとシートの構成、命名規則（管理番号）
オブジェクトタイプ・命名規則	オブジェクトタイプの構成、命名規則
線種	線種・線の太さの設定、命名規則
ハッチング種類	ハッチングの種類、命名規則
切断プロファイル	切断プロファイル使用箇所
その他モデル作成のルール	意匠上重要な視点からのパースや、納まりスケッチ等、設計意図伝達のためのビュー設定について 幅木や廻り縁の入力の有無、壁厚の表現

注)「設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第 1 版）」をもとに作成している。

別紙2 設計業務 EIR 様式（推奨項目のみを設定する場合）

【 】内は、各事業において設定し記載すること。

【●●設計業務】EIR

1. 目的

本 EIR（発注者情報要件）は、【●●設計業務】における BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

2. BEP（BIM 実行計画書）の提出等

- (1) 受注者は、BIM 活用を行う場合、設計業務の着手に先立ち、本 EIR に基づき BEP を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) BEP には、以下に掲げる事項を記載すること。
 - ①使用する BIM ソフトウェアの種類とバージョン
 - ②発注者への BIM データ（BIM モデルに加え、BIM 上での 2 次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC 等の持込み、ビューア、クラウド利用等）
 - ③次に掲げる BIM 活用の項目の実施内容等に関する事項
 - ・ 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
 - ・ 3. (1) に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの
- (3) BEP の書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。
- (4) 受注者は、BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、設計業務の完了時に変更した BEP を発注者に提出する。

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

- (1) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM 活用を行うことができる。（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

項目	目的	実施内容	実施時期
①設計条件等と設計図書の整合性の確認	設計条件等に係る情報の共有、設計条件等と設計内容の整合性の確認の効率化	・ 設計条件により求められる性能等を属性情報として入力し、図面上の色分け表示により整理したもの等により、設計条件等と設計内容の整合性を効率的に確認する。 ・ 法令上の適用事項（建築物の高さ制限、防火区画等）の確認を行う。	基本設計段階
②建築物の外観及び内観（一部）の	発注者等（発注者及び施設管理	・ BIM モデルを用いて、建築物の外観及び内観（【エントランスホール及び代表的な事務室】）を発注者等に説明する。	基本設計後半段階

提示	者をいう。 以下同 じ。)との 合意形成の 円滑化												
③基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化	設備機器、配管等の納まりを検討する必要がある箇所について、総合に加え、電気設備及び機械設備についても BIM モデルを作成し、設備計画の検討及び干渉チェックを行う。	基本設計後半段階										
④概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上	面積、個数等の数量を算出する。(部分的な活用でも可)	基本設計及び実施設計の各段階										
⑤基本設計図書(一部)の作成	図面間の整合性の確認の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM データを用いて次の図面を作成する。(一部の図面でも可) <table border="1"> <tr> <td>分野</td> <td>図面</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>配置図、平面図、立面図及び断面図</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルと連動した図面作成に努め、図面間の整合性を効率的に確認できるようにする。 	分野	図面	総合	配置図、平面図、立面図及び断面図	基本設計段階						
分野	図面												
総合	配置図、平面図、立面図及び断面図												
⑥実施設計図書(一般図等)の作成	図面間の整合性の確認の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM データを用いて次の図面を作成する。(一部の図面でも可) <table border="1"> <tr> <td>分野</td> <td>図面</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>配置図、平面図、立面図、断面図、面積表及び求積図、仕上表並びに建具表</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>伏図、軸組図及び部材断面リスト図(部材断面リストは RC 造の場合に限る)</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>電力設備配線図(幹線)、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>空気調和設備平面図及び給排水衛生設備平面図</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルと連動した図面作成に努め、各分野内の図面間の整合性を効率的に確認できるようにする。 ・ 複数の分野について BIM モデルを作成する場合には、BIM モデルの統合又は重ね合わせ 	分野	図面	総合	配置図、平面図、立面図、断面図、面積表及び求積図、仕上表並びに建具表	構造	伏図、軸組図及び部材断面リスト図(部材断面リストは RC 造の場合に限る)	電気設備	電力設備配線図(幹線)、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図	機械設備	空気調和設備平面図及び給排水衛生設備平面図	実施設計段階
分野	図面												
総合	配置図、平面図、立面図、断面図、面積表及び求積図、仕上表並びに建具表												
構造	伏図、軸組図及び部材断面リスト図(部材断面リストは RC 造の場合に限る)												
電気設備	電力設備配線図(幹線)、受変電設備配置図及び配線図並びに発電設備配置図及び配線図												
機械設備	空気調和設備平面図及び給排水衛生設備平面図												

		せによる干渉チェックを行う等により、分野を超える図面間の整合性を効率的に確認できるようにする。											
⑦実施設計図書（詳細図等）の作成	図面間の整合性の確認の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ BIM データを用いて次の図面を作成する。（一部の図面でも可） <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>展開図、天井伏図、矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>構造詳細図</td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td>機器仕様</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>機器表</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ BIM モデルと連動した図面作成に努め、各分野内の図面間の整合性を効率的に確認できるようにする。 	分野	図面	総合	展開図、天井伏図、矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図	構造	構造詳細図	電気設備	機器仕様	機械設備	機器表	実施設計段階
分野	図面												
総合	展開図、天井伏図、矩計図、平面詳細図、断面詳細図及び部分詳細図												
構造	構造詳細図												
電気設備	機器仕様												
機械設備	機器表												

(2) 受注者は、推奨項目に該当しない項目についても、BIM 活用を行うことができる。（受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とする。）

4. 提出する BIM データ

本業務において BIM データの提出は求めない。

5. データの共有

業務履行途中における BIM データ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する設計内容等の確認をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

6. その他

(1) 参考資料

- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（平成 26 年 3 月 19 日付国営施第 15 号）
- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用実施要領（令和 5 年 3 月 23 日付国営施第 28 号）
- ・ 建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・ 設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会 設計 BIM ワークフロー検討委員会）
- ・ 建築物の設計における成果図書の作成を目的とした BIM データ入力の方法 建築設計三会（第 1 版）（令和 8 年 3 月建築設計三会 設計 BIM ワークフロー検討委員会）

【●●設計業務】BEP

1. 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容

2. 発注者への BIM データの提示方法

--

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

3-2. 3-1.に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

別紙3 工事 EIR 様式（推奨項目のみを設定する場合）

- ・【 】内は、各事業において設定し記載すること。
- ・（注）は、削除して使用すること。

【●●工事】EIR

1. 目的

本 EIR（発注者情報要件）は、【●●工事】における BIM 活用に際して発注者が求める要件を示すことを目的とする。

2. BEP（BIM 実行計画書）の提出等

(1) 受注者は、BIM 活用を行う場合、工事の着手に先立ち、本 EIR に基づき BEP を作成し、発注者へ提出すること。

(2) BEP には、以下に掲げる事項を記載すること。

①使用する BIM ソフトウェアの種類とバージョン

②発注者への BIM データ（BIM モデルに加え、BIM 上での 2 次元による加筆も含めた全体の情報をいう。）の提示方法（PC 等の持込み、ビューア、クラウド利用等）

③次に掲げる BIM 活用の項目の実施内容等に関する事項

- ・ 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの
- ・ 3. (1) に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

(3) BEP の書式は、原則として任意とする。参考として様式例を別紙に示す。

(4) 受注者は、BEP に記載する内容を変更する必要がある場合、必要に応じて履行途中で発注者への説明を行いつつ、工事の完了時に変更した BEP を発注者に提出する。

（注）工事受注者に貸与が可能である設計 BIM データがある場合には、(5) を記載すること。「○○」には、当該 BIM データの内容を記載すること。（例：実施設計図書（一般図等）の作成に用いたもの）

【(5) 発注者は、貸与可能な設計 BIM データ（○○）について説明する BIM 伝達会議を開催し、受注者が活用することとした設計 BIM データを貸与する。

この場合、受注者は、貸与を受けた設計 BIM データを活用して行う BIM 活用の項目を BEP に記載する。】

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

(1) 受注者は、下表に示す推奨項目について、BIM 活用を行うことができる。（受注者の任意で実施することとし、このために必要な費用が発生する場合、受注者の負担による。）

項目	目的	実施内容	実施時期
①施工計画等の検討	施工計画等の検討の効率化、発注	施工計画、施工手順等の検討を行い、発注者等及び施工関係者へ提示する。	—

	者等及び施工関係者の理解の向上				
②施工図の作成	施工図の効率的な検討、整合性の確認の効率化	・ BIM データを用いて施工図を作成するとともに、納まり等の検討を行う。	—		
③干渉チェック	部材間の干渉の確認の効率化	干渉チェックが必要となる箇所について、施工段階で作成する各分野の BIM モデルの統合又は重ね合わせによる干渉チェックを行う。	—		
④完成図の作成	維持管理に向けた資料等の作成	・ 設計 BIM データを利用し、施工段階における変更を反映した上で、次に掲げる完成図を作成する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">完成図の種類</td> </tr> <tr> <td>配置図、各階平面図、各立面図、断面図及び仕上表</td> </tr> </table>	完成図の種類	配置図、各階平面図、各立面図、断面図及び仕上表	—
完成図の種類					
配置図、各階平面図、各立面図、断面図及び仕上表					
⑤「建築物等の利用に関する説明書」に用いる図の作成	維持管理に向けた資料等の作成	完成図の作成に用いた BIM データを利用するなどして、「建築物等の利用に関する説明書」に用いる図を作成する。			

(2) 受注者は、推奨項目に該当しない項目についても、BIM 活用を行うことができる。
(受注者の任意で実施することとし、このために必要な費用が発生する場合、受注者の負担による。)

4. 提出する BIM データ

本工事において BIM データの提出は求めない。

5. データの共有

工事中における BIM データ等の共有は求めない。ただし、ビューア等を用いて、発注者に対する施工計画等の確認をクラウド等の共有環境で行う場合は、発注者と協議する。

6. その他

(1) 参考資料

- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用ガイドライン（平成 26 年 3 月 19 日付国営施第 15 号）
- ・ 官庁営繕事業における BIM 活用実施要領（令和 5 年 3 月 23 日付国営施第 28 号）

- ・ 建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）（令和 4 年 3 月建築 BIM 推進会議）
- ・ 施工 BIM のスタイル（令和 3 年 3 月 一般社団法人日本建設業連合会）
- ・ 施工 BIM の活用ガイド（令和 4 年 12 月 一般社団法人日本建設業連合会）
- ・ 設計 BIM ワークフローガイドライン 建築設計三会（第 1 版）（令和 3 年 10 月建築設計三会設計 BIM ワークフロー検討委員会）

【●●工事】BEP

1. 使用する BIM ソフトウェアの種類、バージョン

ソフトウェアの種類	ソフトウェアのバージョン	使用範囲・使用内容

2. 発注者への BIM データの提示方法

--

3. BIM 活用の項目及びその実施内容等

3-1. EIR 3. (1) に掲げる推奨項目のうち、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期

3-2. 3-1.に該当しない項目で、受注者が BIM 活用を行うもの

項目	実施内容	実施時期